

近 世 編

| 年 号 | 出 来 事 |
|-----------------|--|
| 天正 19 (1591) | 11. - 徳川家康、三浦郡の諸社寺に所領を寄進する。浦之郷村では本浦・雷電社 2 石、同良心寺 15 石、同自得寺 3 石、榎戸・能永寺 3 石。 (『風土記稿』) |
| 文禄 3 (1594) | 9.15 三浦郡代官長谷川長綱、本浦・良心寺に竹木伐採を禁止する禁制を下す。(『新市史』資近世 I) |
| 慶長 8 (1603) | 12.25 鎌倉仏所伊予入道宗悦、本浦・良心寺の木造法然上人像を造立する。 (『新市史』別文) |
| 慶長 9 (1604) | 4.23 関東大風雨で洪水、被害は不明。(『徳川実紀』) 12.16 関東・東海地方で大地震あり。(『徳川実紀』) |
| 慶長 11 (1606) | 2.20 鉦切・正禅寺の中興開基建栄座元が没する。(墓碑銘) 5.25 大風に襲われ被害甚大という。(『徳川実紀』) 12. - 日向・八王子権現社が勧請される。(『瀬戸神社』) |
| 慶長 12 (1607) | 2.14 鎌倉仏所伊予入道窓悦、本浦・良心寺の木造善導大師像を造立する。 (『新市史』別文) |
| 慶長 18 (1613) | 1. - 京都知恩院 33 代幡随意上人、浦之郷良心寺に直末承認の手形を与える。(『風土記稿』) この年、僧善覚、日向・光龍寺(浄土真宗)を開基・創建する。(『田浦町誌』) |
| 元和元 (1615) | 1.5 本浦・良心寺の開山演蓮社智誉上人が没する。(『風土記稿』) |
| 元和 2 (1616) | この年、僧一峰玄存、深浦・独園寺を開創する。(『皇国残稿』) なお、元和 5 年の伝あり(『建長末』) |
| 元和 3 (1617) | 3.21 本浦・雷電社、徳川秀忠より寺領安堵の朱印状を受け取る。(『新市史』資古中補) 3.23 本浦・良心寺、徳川秀忠より寺領安堵の朱印状を受け取る。(『新市史』資古中補) 6.22 浦之郷村深浦の鈴木孫三郎と鈴木源三郎、高野山に登山参拝し、鈴木源三郎は高室院に母妙長禅尼と姉妙歎禅尼の菩提供養を依頼する。(『相模国月牌帳』) |

| 年 号 | 出 来 事 |
|-----------------|--|
| 元和 8 (1622) | 8.10 本浦・法福寺、一石五輪塔を造立する。(地輪刻銘) |
| 寛永 2 (1625) | 6.16 本浦・自得寺、一石五輪塔を造立する。(地輪刻銘) 11.12 本浦・自得寺、火災により伽藍焼失。その際、朱印状や古文書など悉く失う。(『風土記稿』) この年、深浦の鎮守大国主社が創始、鉾切の第六天社も造営されるという。(『風土記稿』) |
| 寛永 3 (1626) | この年、僧単説、深浦・観音寺(浄土宗)を開基創建する。(『皇国残稿』) |
| 寛永 6 (1629) | 3. 8 日向・光龍寺中興の自受上人が没する。(『風土記稿』) |
| 寛永 10 (1633) | 1. 2 関東大震災。その後10数日にわたり震動あり、被害甚大、小田原は悉く圧潰するという。(『大日本地震史料』) 11. - 『鎌倉巡礼記』(沢庵宗彭著)に夏島、笠島、烏帽子島などの描写があり、夏島などを詠じる。(『鎌倉市史』紀行編) |
| 寛永 12 (1635) | 10. - 深浦・稻荷社が建立される。大工矢沢利右衛門。(仮題「浦郷村社寺雑録」) |
| 寛永 16 (1639) | 3. - 日向・八王子権現社、社殿が建立される。(『瀬戸神社』) |
| 寛永 17 (1640) | 10. - 本浦・自得寺の本尊木造聖観音菩薩立像が造立される。(『新市史』別文) |
| 正保 2 (1645) | 3. 9 浦之郷村の小山多兵衛、桐ヶ谷甚右衛門、平田某が紀伊・高野山に登山参拝、故人の月牌供養を依頼する。(『相模国月牌帳』) 3. - 深浦・独園寺の一峰禅師坐像が造立される。(『新市史』別文) 10.22 本浦・自得寺四世、深浦独園寺開山の一峰禅師が没する。(『建長末』) |
| 慶安元 (1648) | この年、大地震あり。小田原城の石垣が崩れ、死者多数。(『大日本地震史料』) |
| 慶安 2 (1649) | 2.24 浦之郷村の石渡忠左衛門、石渡賀右衛門、石渡八郎兵衛、中山庄左衛門、蒲谷庄右衛門、久保寺八郎右衛門、石渡六右衛門、石渡作右衛門、石渡寛右衛門の一行9名が紀伊・高野山に登山参拝、故人の月牌供養を依頼する。(『相模国月牌帳』) |

| 年 号 | 出 来 事 |
|----------------|---|
| 承応2 (1653) | 12. ー 本浦・良心寺に梵鐘を寄進する。施主平田氏。第五世高誉利の上人代。(良心寺『寄付等調』) |
| 明暦元 (1655) | 8.22 関東一帯が大風雨に襲われる。小田原領が大被害を受けるというが、三浦は不明。(『鎌倉年表』) |
| 万治2 (1659) | 3. ー 鉦切・正禅寺境内に板碑型三猿二鶏庚申塔が造立される。(変形板碑型、安山岩、刻銘) |
| 寛文元 (1661) | この年、葉誉可哲上人、本浦・正光寺を開創する。(『正光寺大過去帳』) |
| 寛文3 (1663) | 2. 8 厩橋藩(前橋藩)藩主酒井忠清に三浦郡北部の浦之郷村等12か村(3,438石)が与えられる。酒井氏は相州飛地藩領の支配拠点として、「浦之郷役所」を設ける。(酒井忠清宛「領知判物」) 8. ー 本浦・自得寺の木造地藏菩薩坐像が造立される。(『新市史』別文) |
| 寛文5 (1665) | 7.11 将軍家綱、浦之郷村雷神社、良心寺、能永寺等の三浦郡24寺8社に寺社領・諸役免除等の朱印状を下す。(『県史』資料5) |
| 寛文7 (1667) | 10. ー 榎戸・正観寺薬師堂が再建される。創建は天正年間(1573～92)と伝える。(『正観寺誌』『瀬戸神社』) |
| 寛文9 (1669) | 8.10 本浦・正光寺の中興開山頓誉知哲上人が没する。(『大過去帳』) |
| 寛文12 (1672) | 3. 1 本浦・良心寺境内に庚申塔を造立する(舟形、青面金剛像、安山岩)。(刻銘碑文) 6. ー 深浦・亀島社が創建される。(横須賀市所蔵文書) 9. ー 鉦切・伊勢神明社が創建される。大工矢沢利左衛門。(横須賀市所蔵文書) |
| 延宝4 (1676) | 4. ー 『相模国三浦郡中石高帳』によれば、浦之郷村は高413石8斗4升3合とあり、名主安左衛門という。(『新市史』資近世I) |
| 延宝5 (1677) | 1. ー 本浦・法福寺、檀方諸霊骨塔を造立する。(『法福寺誌』) 8. ー 鉦切の漁師が浦方獵場出入りで、野島浦・室の木浦方から評定所に訴えられる。(『新市史』資近世I) 8.19 浦ノ郷村、武蔵国野島浦、室の木浦との漁場争論に関する返答書を差し出す。(『新市史』資近世I) この年、浦之郷村と武州野島村との漁獵出入先裁許、野島村は夏島の根付より内への進入を禁止される。(『市史80』別) |

| 年 号 | 出 来 事 |
|----------------|--|
| 延宝 8 (1680) | <p>4.13 『鎌倉記』(自住軒一器子著)に夏島を詠じた和歌が見える。(『鎌倉市史』紀行編)</p> <p>8. 1 念仏講中、本浦・良心寺に半鐘を寄進する。(良心寺『寄付等調』)</p> <p>8. 4 庚申塔(舟形、三猿)が造立される(追浜本町1-6路傍)。(刻銘碑文)</p> |
| 天和 2 (1682) | <p>10. - 榎戸・正観寺薬師堂、鰐口が西村六兵衛より寄進される。(『新市史』別文)</p> |
| 貞享元 (1684) | <p>3.22 浦之郷村安左衛門等、自得寺(本浦)の朱印状焼失の件を本多六郎兵衛に通知する。(自得寺文書)</p> <p>7.21 浦之郷村自得寺乾聰、焼失朱印の再下付を牧野因幡守に願いでる。(以後、同伴について寺、檀徒によって、数度の請願が行われる)(自得寺文書)</p> |
| 貞享 3 (1686) | <p>5.10 石渡戸庄左エ門、本浦・自得寺に半鐘を寄進する。(自得寺『寄付等調』)</p> <p>6. - 浦之郷村等五か浦名主・惣百姓と摂津・和泉・紀伊など九か国の漁師惣代より訴状が提出される。これは上総国富津村が一昨年以來新法をたてにイワシ網漁を妨げていることによる。(『新市史』通近世)</p> |
| 貞享 4 (1687) | <p>1.18 深浦・観音寺本堂が建立される。施主鎌倉屋長右衛門。観音寺の創建はこの年とも伝える。(観音堂扁額裏面刻銘)</p> |
| 元禄元 (1688) | <p>10.21 榎戸・日向の有志で庚申供養塔(笠塔婆型、安山岩)を造立する(正観寺境内)。(刻銘碑文)</p> |
| 元禄 2 (1689) | <p>7.11 日向・光龍寺、浦之郷の小山太兵衛外4名により半鐘が寄進される。(『田浦町誌』)</p> |
| 元禄 4 (1691) | <p>3. 1 鎌倉仏師三橋宮内、本浦・自得寺の木造十王坐像を修理する。(『新市史』別文)</p> <p>4. - 鎌倉仏師三橋宮内、本浦・自得寺の木造聖観音立像を修理する。(『新市史』別文)</p> <p>10.18 鎌倉仏師三橋宮内、鉦切・正禅寺の木造聖観音菩薩坐像を造立する。(『新市史』別文)なお、当像の納入銘札に「三浦之郡浦田郷鉦切村」とあり、この近辺が中世には「浦田郷」と称していたことが推察される。</p> |
| 元禄 5 (1692) | <p>10.15 本浦・良心寺、木造法然上人・善導大師像を修理再興する。(『新市史』別文)</p> |

| 年 号 | 出 来 事 |
|----------------|--|
| | 10.15 本浦・正光寺の木造阿弥陀如来立像が修理される。(『新市史』別文) |
| 元禄6 (1693) | 2.7 榎戸・能永寺の中興開山覚阿和尚が没する。(『総合調査』5) |
| 元禄8 (1695) | 4.一 浦之郷村、「塩場帳」(合4町5反1畝2歩)を差し出す。この「三浦郡浦郷村塩場帳」によると全体として百二十五筆で、従事者73人を数える。(横須賀市史編さん室所蔵) |
| 元禄9 (1696) | 8.26 鎌倉仏師三橋左京、榎戸・能永寺の木造地藏菩薩立像を造立する。(『新市史』別文) この年、武蔵国金沢の慶蔵院、浦之郷村に移転するという。(『風土記稿』)但し、永禄・元亀年間(1558～73)頃に浦郷・慶蔵坊の記録あり。 |
| 元禄10 (1697) | この年、大地震あり。鎌倉で鶴岡八幡宮の鳥居倒れ、住居多数倒壊する。(『鎌倉年表』) |
| 元禄11 (1698) | この年、前橋藩、三浦郡の所領22か村(6,117石)に増加する。(酒井忠拳宛「領知判物」) この頃、厩橋藩を前橋藩と改称する。 |
| 元禄12 (1699) | 3.25 「自得寺境内図」(29.6×42.6)を作成、御代官宮沢浜右衛門の記入あり。(『文化財総合』5) 8.一 前橋藩、支配の三浦郡諸村の総検地を実施する。「相模国御浦郡浦之郷検地水帳」によれば、代官屋敷が7反2畝24歩、御蔵屋敷が3畝21歩とあり、代官屋敷(役所)の規模が知れる。(横須賀市所蔵文書) 8.一 前項の検地帳と併せて、「相模国御浦郡浦之郷山・塩場・鰯干場・芦沼検地水帳」も作成される。記事によると、塩場3町3反5畝20歩、鰯干場3町8反3畝6歩とある。(高橋恭一「製塩覚書」) |
| 元禄13 (1700) | 9.15 深浦・石渡五郎右衛門、独園寺に半鐘を寄進する。(横須賀市所蔵文書) |
| 元禄14 (1701) | 7.7 榎戸・正観寺第七代面誉含龍上人、堂宇を再興する。大工棟梁理佐衛門他。(『正観寺誌』) 9.18 本浦・自得寺に銅製華鬘1面が奉納される。(『新市史』別文) |
| 元禄15 (1702) | 7.一 「相模国三浦郡郷帳」によれば、浦之郷村は高433石8斗4升3合という。(国立公文書館所蔵) |
| 元禄16 (1703) | 6.25 鉦切・第六天社を再興する。(横須賀市所蔵文書) |

| 年 号 | 出 来 事 |
|---------------|--|
| | 11.23 大地震あり。相模・安房・上総等で津波、東海道は川崎から小田原までほぼ全滅。死者1万人以上といわれ、三浦半島でも津波による被害甚大という。(『大日本地震史料』) |
| 宝永3 (1706) | 2.11 榎戸・正観寺檀徒、喚鐘を新鑄して寄進する。この鐘は太平洋戦争で供出。(『正観寺誌』) |
| 宝永4 (1707) | 7. - 前橋藩、所領の三浦郡22か村に船越新田村を加え、約6,500石となる。(酒井忠孝宛「領知判物」) 9. 9 浦之郷村の領主前橋藩主酒井忠孝、雷電社を再建する。大工鈴木善兵衛。(『風土記稿』) 10.4 宝永大地震が発生する。被害甚大。(『大日本地震史料』) 11.23 富士山(宝永山)が噴火し、降灰により周辺地区はもとより、遠く相模・武蔵に及んで被害甚大。三浦半島でも田畑に三寸余り(9割ほど)も積もったという。(『大日本地震史料』) |
| 宝永5 (1708) | 2.24 浦之郷村等9か村、濔浚(江戸湾)御役銀を賦課されるが、諸役加重を理由に免除を願い出る。(『新市史』資近世I) 3.22 浦之郷村等9か村、濔浚入用として船役銀徴収を命じられたことを受け、役負担の経緯について返答する。(『新市史』資近世I) 4.16 浦之郷村等9か村願出の濔浚御役銀免除の一件は、浦方願出の通り許可され落着する。その覚書に9か村の船数合130艘とあり、その内浦之郷村分18艘とある。(『新市史』資近世I) |
| 宝永6 (1709) | 6.26 浦郷・三郎兵衛、本浦・自得寺に銅製華鬘2面を寄進する。(『新市史』別文) |
| 宝永7 (1710) | 閏8. - 本浦・良心寺の木造阿弥陀如来坐像が造立される。(『新市史』別文) |
| 正徳元 (1711) | 9. - 鎌倉仏師三橋宮内、鉦切・正禅寺の木造不動明王・毘沙門天像を造立する。(『新市史』別文) 10. 6 本浦・法福寺の木造鬼子母神・十羅刹女立像が彩色修理される。(『法福寺誌』) 11. - 浦之郷村割元名主、朝鮮通信使来朝につき馬入川船橋御用に供出する船数(33艘)を書き上げる。(『新市史』資近世I) |
| 正徳2 (1712) | 6. - 国道切通し下(追浜本町1丁目)路傍、石造六地藏像が造立される。(刻銘) |

| 年 号 | 出 来 事 |
|----------------------------|---|
| | この年、本浦・自得寺本堂が建立される。大工は当所の善兵衛(鈴木)という。(『新市史』別文) |
| 正徳5 (1715) | 8. - 深浦・観音寺開山布誉上人が没するという。(『田浦町誌』) |
| 享保2 (1717) | 2. 3 本浦・良心寺中興開山の寛誉天説が没する。(『総合調査』5) 3. - 浦之郷村の名主等、本浦・自得寺の朱印状の再下付を願う。(『総合調査』5) |
| 享保3 (1718) | この年、鉦切・正禅寺本堂が建立されたと伝える。(『新市史』別文) |
| 享保5 (1720) | 12.15 鉦切・稲荷明神社が建立される。(棟札銘写) |
| 享保5 ～9 (1720 ～24) | 『豆相海浜浦々図』によれば、浦之郷村湊(榎戸湊)は押送船5艘、薪船2艘、猟船43艘、藻取船3艘で湊所属船計53艘とあり、舟役銭5貫768文を取める。また、塩浜2町6反6畝19歩があり、塩年貢銭10貫289文を取めるという。(神奈川県立図書館所蔵) |
| 享保9 (1724) | 4. - 本浦・自得寺、朱印状再下付願を本田下総守・牧野備前守に差し出す。(自得寺文書) |
| 享保10 (1725) | この年、深浦・観音寺の境内入口に、「三浦廿二番坂中観音」の石標を建立する。(刻銘碑文) |
| 享保12 (1727) | 1. - 観音寺入口に「坂中観世音 榎戸・浦賀道」の道標が建立される。(刻銘) |
| 享保13 (1728) | 3. - 浦之郷村等組合12か村、日光社参御用人馬の差出免除を願う。(『新市史』資近世I) 12. - 浦之郷・長浦・横須賀・公郷の4か村、紀伊漁師等の夏島入江運上場での鯛漁運上金納入を求め、評定所に訴える。(『県史』資料編9) |
| 享保14 (1729) | 3. 4 幕府評定所、前年の浦之郷等4か村の出訴を裁許し、4艘張網方漁猟を営む紀伊等5か国の漁船に対して運上金の上納を命じる。(『県史』資料編9) 9.15 本浦・法福寺第十六代日遺、本堂・庫裡を再建する。(『法福寺誌』) |
| 享保16 (1731) | 6.17 浦之郷村境の傍爾堂辺に浦郷村願主一同で石造六地藏像を造立する。(『総合調査』5) |

| 年 号 | 出 来 事 |
|-----------------------|---|
| | 8.27 大暴風雨のため洪水等で水害あり。(『鎌倉年表』) |
| 享保19 (1734) | 6.6 鉦切・正禅寺の木造不動明王・毘沙門天像が彩色修理される。(『新市史』別文) |
| 延享元 (1744) | 6.27 前橋藩の相模分領が三浦郡32か村、外に鎌倉・高座・愛甲・大住・陶綾各郡の20か村で、約1万5,000石となる。(『寛政譜』2) |
| 延享4 (1747) | 6.ー 朝鮮通信使来朝につき三浦郡村々に人馬差出が命じられる。(『新市史』資近世I) 10.29 浦郷組外3カ村組が馬入川船橋掛船御用について、お請書差出の延期を申し出る。(『新市史』資近世I) |
| 延享年間 (1744 ～48) | この頃、本浦・雷電社の別当慶蔵院が火災に罹り、雷電社関係の古文書等を焼失する。(『田浦町誌』) |
| 寛延元 (1748) | 10.24 本浦・別当慶蔵院、無宿に付同院名代の自得寺が電雷社領を管理し、同社領の朱印願一札を浦賀役所に差し出す。(自得寺文書) |
| 寛延2 (1749) | 1.15 前橋藩酒井忠恭に対し播州姫路への転封が発令され、前橋には姫路藩松平朝矩が入り、相互入れ替えとなった。(『逗子市史』資料I) 5.ー 前橋藩領は酒井氏より松平朝矩に引き渡され、浦之郷村も松平氏領となり、浦之郷役所(代官所)もそのまま引き継がれる。酒井氏支配期は85年間に及んだ。(『逗子市史』通史編) |
| 宝暦元 (1751) | 7.ー 前橋藩松平氏、小代官制を設け、この頃、浦之郷村在地家士平田小十郎(16石)を召し抱える。(『御家中住口記』) この年、榎戸・能永寺に半鐘が寄進される。(能永寺文書) |
| 宝暦6 (1756) | 1.ー 本浦・良心寺の木造善導大師坐像・法然上人坐像が彩色修理される。(『新市史』別文) |
| 宝暦7 (1757) | 3.ー 榎戸・正観寺、本堂等の修復を行う。大工棟梁矢沢弥平次。(『正観寺誌』) |
| 宝暦8 (1758) | 2.ー 小坪村名主等、磯鮑御運上場年季明けに付き、前々通り仰付けられるよう、浦之郷役所へ願書を提出する。(『逗子市誌』5) |
| 宝暦9 (1759) | 2.ー 小坪村等4か村、浦之郷村の御用鯛漁場・鯛大網漁の差止めを願う。(『逗子市史』資料I) 3.27 浦之郷村、鯛大網の差止めにつき、請書を差し出す。(『逗子市史』資料I) 10.21 日向・住吉社の神輿が勧請される。(『瀬戸神社』) |

| 年 号 | 出 来 事 |
|-------------------------|--|
| 宝暦 1 1 (1761) | 9. - 日向・八王子権現社、社殿が再建される。(『瀬戸神社』) この年、『高野山高室院檀廻帳』に「浦之郷村」の上層役人として、代官平田小野右衛門、役人平田仙右衛門、同惣兵衛、同丹八、名主同治右衛門、同忠右衛門、割元石渡忠左衛門、年寄数馬定右衛門の名が見える。(『逗子市誌』5) |
| 宝暦 1 2 (1762) | 4.18 深浦・観音寺の檀徒、喚鐘を新鑄して寄進する。鑄物師西村和泉守。(観音寺『寄付等調』) |
| 明和元 (1764) | 3. - 朝鮮通信使来朝につき、馬入川船橋御用 8 2 艘 (三浦郡勤高) の内、浦郷組は 3 1 艘を割当てられる。(『逗子市史』資料編 I) 5. - 前橋藩領の鎌倉郡下倉田村 (横浜市戸塚区) で殺人事件が起こり、浦郷陣屋から役人が出張捜査する。(『川越松平藩記録』) 9.21 日向・八王子権現社の神輿が造立される。(『瀬戸神社』) |
| 明和 4 (1767) | 閏9. - 前橋藩主松平朝矩、川越へ移城が許可され、翌明和 5 年 3 月武州川越に転封、川越 (松平) 藩となる。(『逗子市史』通史編) |
| 明和 7 (1770) | 7.21 松輪村沖にて赤潮 (悪潮) が発生する。松輪村、鮑・小魚漁の被害甚大のため浦之郷役所に救済を願う。(『県史』資料編 9) |
| 明和 7～8 (1770 ～71) | この間、相模国、早魃のため被害甚大という。(『鎌倉年表』) この早魃のため、川越藩相模領の損耗は 1 万 3, 3 3 0 石に及ぶという。(『川越松平藩記録』) |
| 明和 8 (1771) | 11. - 本浦・良心寺の梵鐘が再鑄される。再鐘棟梁主平田武道長久、世話人平田治左衛門、大工山田賀吉居久。(『風土記稿』) |
| 安永 3 (1774) | 4. - 荒地見分に浦之郷役所より、代官平田小十郎、郷目付武田三助、代官手代平田惣右衛門らが回村する。(『葉山町史料』) |
| 安永 4 (1775) | 5. - 横須賀村組、小坪村組、平作村組の村々組合、享保 13 年の人馬免除願についての「日光御社参旧記書上帳」を作成する。浦之郷村は横須賀村組。(世安家文書) |
| 安永 5 (1776) | 1.12 横須賀村組合 1 2 か村・下平作村組合 9 か村・小坪村組合 7 か村、日光社参人馬差出免除の願書を関東郡代伊奈役所に差出す。(『新市史』資近 I) |
| 天明元 (1781) | 12. - 三浦郡 25 か村、鎌倉八幡宮御普請役免除願を提出する。(『葉山町史料』) |

| 年 号 | 出 来 事 |
|----------------|--|
| 天明2 (1782) | 1. - 浦之郷村平田八郎、伊勢参宮覚帳を作る。(平田多一家文書) 7.11 相模湾を震源とする大地震発生。小田原で1,000戸倒壊、被害甚大。(『大日本地震史料』) |
| 天明3 (1783) | この年、鉦切・正禅寺山門を建立という。(『新市史』別文) |
| 天明4 (1784) | 11. - 高座郡羽島・大庭・稲荷村、大凶作のため川越藩の浦之郷役所に拝借金返納の延期を願い出る。(『藤沢市史』2) 12. - 鎌倉・高座・愛甲・大住・洵綾郡の川越藩領20か村、飢餓拝借金返済の延期を浦之郷役所に願い出る。(『藤沢市史』2) |
| 天明8 (1788) | 4. - 浦之郷村名主平田治左衛門等、長浦村との磯根藻刈入れ吟味につき返答書を役所に差し出す。(鈴木健治家文書) 6. - 田中源左衛門外12名、本浦・法福寺に喚鐘を寄進する。(『法福寺誌』) |
| 寛政元 (1789) | 12. - 深浦村惣漁師金右衛門等23人、海鼠漁仕入金借用を同村石渡磯右衛門に依頼する。(石渡晟一家文書) |
| 寛政5 (1793) | 1. - 川越藩、異国船取扱いにつき、相模分領の浜付き村高と浦之郷陣屋(代官所)居付人数を幕府に届ける。「代官役平田小十郎、郷方役平田安九郎、郷引付役石井彦蔵、鉄砲拾挺」とあり。(『松平藩記録』) 2. - 幕府の指示により川越藩は、物頭以下43名の軍事要員を相州(浦之郷陣屋)に派遣。統轄者として児玉文左衛門を任じ、その下に平田小十郎を従属させて小代官并元々兼帯とする。(『松平藩記録』) |
| 寛政6 (1794) | 5. 8 橘太左衛門、榎戸・能永寺の「絹本地蔵十王図」を修復する。(『新市史』別文) |
| 寛政11 (1799) | 7.16 本浦・雷電社の境内で慶蔵院と金沢瀬戸神社の両者が雨乞いを行い、翌日から降雨とのこと。(瀬戸神社文書) |
| 寛政12 (1800) | 3. - 榎戸・正観寺の薬師堂が建立される。(『正観寺誌』) |
| 享和元 (1801) | 1.19 江戸の俳人白英(一鶴堂)が三浦半島・鎌倉などを遊覧した旅日記『三浦紀行』の中で、烏帽子島、夏島を愛でて俳句を詠む。(『鎌倉市史』紀行編) |

| 年 号 | 出 来 事 |
|---------------|---|
| | <p>4.10 伊能忠敬、相州測量のため、この日金沢・室の木より浦之郷村に入り鉦切、深浦、榎戸、日向を測量、当夜は名主市左衛門宅に止宿する。測量日記に浦郷村の家数247戸と記す。(『伊能忠敬測量日記』)</p> <p>12. - 平田小野右衛門(浦之郷村在地家士)、上総、相模元締添役となる。(『松平藩記録』)</p> |
| 享和2 (1802) | 12. - 川越藩、小代官の役名を廃し、相模、上総分領取扱役の差添とする。臨時に平田小十郎、郷方取扱となる。(『松平藩記録』) |
| 文化元 (1804) | 4.21 日向・八王子社の住吉明神が再興される。(『総合調査』5) |
| 文化2 (1805) | この年、深浦・独園寺本堂が建立される。(『新市史』別文) |
| 文化3 (1806) | <p>1. - 高座郡稲荷村(藤沢市)の村役人、同村の貞女とりの調査書を浦之郷役所に提出する。(『藤沢市史』)</p> <p>6. - 深浦・観音寺の鰐口を亀松屋弥治兵衛が寄進する。西村和泉守作。(観音寺『寄付等調』)</p> <p>11. - 鉦切・造酒宮三社大権現が再造営される(正禅寺支配)。(横須賀市所蔵文書)</p> |
| 文化4 (1807) | 4. - 相州三浦郡浦郷村外7か村、武州野島浦外17か村、上総富津村外5か村、漕桂網の禁止協定を結び議定書を作成する。(鈴木家文書) |
| 文化5 (1808) | <p>1. - 村大工矢沢吉右衛門、本浦・雷電社の大神輿を新造する。(雷神社文書)</p> <p>7. 4 本浦・雷電社の大神輿(天王神輿)が装飾を施されて完成、浦賀に着岸する。(雷神社文書))</p> <p>7.25 南関東大風雨。難破船など死者多数という。(『鎌倉年表』)</p> |
| 文化7 (1810) | <p>2.26 幕府、会津藩と白河藩に対し相州及び房総の異国船防禦を命じ、同年7月に相模側を会津藩の分担地域と決める。(『新市史』近世通)</p> <p>この年、三浦郡浦之郷村外7か村と上総国13か村代表の富津村との間に鯛を漁獲する小晒網を、早春より7月15日まで禁止する契約書を取り交わす。</p> |
| 文化8 (1811) | 5.13 幕府は会津藩の陸奥・越後国の藩領を上知させ、三浦・鎌倉郡内で3万石を与える。浦之郷村は会津藩領となり、以後、文政3年12月まで10年間に及ぶ。(『新市史』近世通) |

| 年 号 | 出 来 事 |
|------------------------|---|
| | <p>6.13 会津藩、秋谷村村役人等を浦之郷陣屋に呼び出し、異国船漂流時の心得を読み聞かせる。(『若命家文書』上)</p> <p>11. - 「相模国三浦郡村々高帳」によれば、浦郷村は「高七百拾六石六斗三升九合、家数貳百七拾五軒、名主平田治兵衛・高橋幸八」とある。</p> |
| <p>文化9 (1812)</p> | <p>2. - この頃、会津藩は相州警衛施設として、鴨居陣屋を造営し、地方支配の郡方役所もここに置かれる。(『逗子市史』通史編)</p> <p>3. - 川越藩相州在地家士平田佐一郎ら11名、会津藩へ仕官願書を提出する。(『逗子市史』通史編)</p> <p>8. - 『三浦古尋録』(加藤山寿著)が刊行される。浦郷村の項では、戸数250余とあり、村内の地誌を記す。(『校訂三浦古尋録』)</p> |
| <p>文化11 (1814)</p> | <p>6. - 『三浦鎌倉両郡村高三役人家人数』(青木松兵衛記)によれば、当年の浦ノ郷村は高七百拾六石六斗三升九合で、家数貳百六拾軒、人数千四百四十五人とある。(横須賀市所蔵)</p> <p>8. - 江戸の人清水浜臣(国学者・歌人)が箱根旅行の途中に浦之郷で船遊びを楽しみ、歌を詠む。(『箱根日記』)</p> <p>10. - 榎戸・能永寺、お尋ねにつき『由緒書』を作成し提出する。(能永寺所蔵)</p> |
| <p>文化13 (1816)</p> | <p>2.28 会津藩、藩主松平容衆の上洛御用金2,000両を相模国領内村々に課す。(『逗子市誌』6)</p> <p>6. - 江戸湾内の五か国四十四の浦が、浦騒動の係争を憂慮し、盟約を議定する。浦之郷村名主高橋幸八も加盟調印する。(『羽田史誌』)</p> |
| <p>文政元 (1818)</p> | <p>10.12 会津藩、三浦郡所領に破免検見(年貢割付方)を実施する。(『逗子市誌』6)</p> |
| <p>文政2 (1819)</p> | <p>1. - 会津藩、三浦・鎌倉郡の村々に異国船渡来時の心得条目の読み聞かせを通達する。(『若命家文書』上)</p> <p>閏4.15 会津藩、相模国所領の村々に將軍家齊女入輿の費用6,000両を課す。村々、5,000両負担の請書を差し出す。(『逗子市誌』6)</p> <p>7. - 桜山村名主孫右衛門から、相州梅沢辺(二宮町辺)の魚荷運送についても、桜山村田越一浦郷村字榎戸一江戸へのルートで取り扱いたい旨の願書が提出される。(『逗子市史』資料I)</p> |

| 年 号 | 出 来 事 |
|-----------------------|---|
| | <p>9. - 相州山西浦の魚荷を桜山—榎戸—江戸のルートで運送することが浦賀奉行所で許可され、このため関係者で議定書を取り交す。(『逗子市史』資料I) この魚荷の江戸回漕ルートは、豆州・相州諸浦の記録から、元禄・宝永期には確立していたと考えられている。(安池尋幸『日本近世の地域社会と海域』)</p> <p>10. - 「魚荷運賃之覚」が浦郷村榎戸舟引請人権右衛門より桜山村石渡孫衛門に差し出す。榎戸浦より江戸表まで積送る魚荷の運賃である。(『逗子市史』資料I)</p> <p>12. - 会津藩、三浦・鎌倉郡所領村々の鉄砲場御用人足を免除する。(『逗子市史』6-2)</p> |
| <p>文政3 (1820)</p> | <p>11.28 日向・光龍寺本堂が再建される。(『田浦町誌』)</p> <p>12.28 幕府、会津藩の相模国警衛を免じ、浦賀奉行所に引き継ぎを命じる。同日、小田原藩主大久保忠真、川越藩主松平齐典に相模国警衛を命じ、齐典の武蔵国所領1万5000石を三浦・鎌倉郡に替える。(『県史』資料編10)</p> |
| <p>文政4 (1821)</p> | <p>1.26 川越藩、相模国領分へ村替えにあたり、旧陣屋浦之郷村地域の返戻を願う。このため浦之郷陣屋が再置され、浦之郷村も川越藩の支配となる。(『川越松平藩記録』)</p> <p>5. 1 川越藩、相模国の会津藩預所・台場等を受け取る。(『松平藩記録』)</p> <p>5.13 川越藩、相模国の台場から江戸への御用状送りを浦之郷村肴仲買人の十左衛門に命じる。(『松平藩記録』)</p> <p>6.14 当日付け「松平藩記録」によれば、浦郷陣屋完成後、足軽21人など在地の人々を多く雇用する。足軽の宛行扶持は5石2人扶持という。</p> <p>6.29 川越藩、浦之郷陣屋の整備工事を進め、この日「陣屋出来」とある。(『松平藩記録』)</p> <p>8. - 川越藩、浦郷村名主幸八に御陣屋御用を申付け、三人扶持を与え、帯刀を差免す。(『県史』資料編10)</p> <p>11. - 川越藩、所領村々に「郷中御条目」を通達する。なお、浦賀奉行、小田原藩、川越藩、それぞれ三浦郡村々に「村明細帳」を差し出させる。(『松平藩記録』)</p> |
| <p>文政5 (1822)</p> | <p>1. - 本浦・自得寺十九世泰岩、「御朱印書上」を寺社役所に差出す。(自得寺文書)</p> |

| 年 号 | 出 来 事 |
|------------------------|--|
| | <p>5. 2 イギリス船サラセン号渡来につき、川越藩は浦之郷陣屋に武者奉行外348人を急行させる。5月4日着。この時期、浦之郷陣屋に居付の人数は物頭加藤金助以下116人という。この時の川越藩出動の総人員は、水主なども含めて920人、船が80艘にも及んだという。(『松平藩記録』)</p> <p>5. - 浦之郷村、「河船極印名前帳」を作成する。(『県史』資料編9)</p> <p>6.30 川越藩、サラセン号来航時に出精した三浦郡村々の数十人に褒美を下付する。(『県史』資料編10)</p> <p>10. - 川越藩、三浦・鎌倉郡の所領村々に大豆・質屋冥加永の上納を免除する。(『逗子市誌』6-2)</p> |
| <p>文政6 (1823)</p> | <p>1. - 浦之郷村等6か村、御用船を押送船に替えるように川越藩に上申する。(『県史』資料編10)</p> <p>2.17 川越藩、御用船を押送船に代えるという浦之郷村等6か村の献言を受け入れる。(『県史』資料10)</p> <p>6. - 川越藩、大筒試射御用に精勤の浦之郷村名主らを褒賞する。(『県史』資料編10)</p> |
| <p>文政7 (1824)</p> | <p>7. 2 浦之郷陣屋の川越藩士斉藤氏童子、本浦・自得寺に葬られる。(墓碑銘)</p> <p>11. 1 浦之郷陣屋の川越藩士加藤氏、本浦・自得寺に葬られる。天保3年5月墓碑を建立。(墓碑銘)</p> |
| <p>文政8 (1825)</p> | <p>1. - 川越藩、三浦郡所領村々の奉公人の華美な衣類や賭博、鎌倉・金沢への出奉公を禁止する。(『逗子市誌』6-2)</p> <p>2.29 川越藩、異国船打払令を三浦郡所領の村々に触れる。(『県史』資料編10)</p> |
| <p>文政9 (1826)</p> | <p>この年、本浦・自得寺開山の「聞叟玄令画像」が制作される。賛は建長寺第218世真浄元苗。(『新市史』別文)</p> |
| <p>文政10 (1827)</p> | <p>10. - 三浦郡15か村総代公郷村永島庄兵衛他、鶴岡八幡宮再建の加助郷の免除願を川越藩役所(浦郷役所)に差し出す。(関口家文書)</p> <p>10. - 本浦・自得寺の木造阿弥陀如来像が造立される。(『総合調査』5)</p> |
| <p>文政11 (1828)</p> | <p>2. - 三浦郡の川越藩領村々と小田原藩領村々とが相談し、鶴岡八幡宮再建の加助郷の免除願を川越屋敷江戸懸り山下権助に差出す。(関口家文書)</p> |

| 年 号 | 出 来 事 |
|----------------|--|
| | 8. 1 鶴岡八幡宮再建に伴う三浦郡村々の継人馬負担等が決定する。(関口家文書) |
| 文政12 (1829) | この年、川越藩、所領村々の支配機構として、東西領の寄場組合村を設置し、大惣代・小惣代を置く。浦之郷村名主の高橋幸八は東領の小惣代となる。(『県史』資10) |
| 天保2 (1831) | 3.16 川越藩、三浦郡所領村々へ俵物密売禁止の幕令を触れる。(『逗子市誌』6-2) |
| 天保3 (1832) | 11. - 川越藩、文政10年よりの日掛縄積金3,800両余満会につき、そのうちから1,000両を上納するよう三浦郡所領村々に命じる。(『県史』資料編10) |
| 天保4 (1833) | 8. 1 関東地方で大風雨に見舞われ、飢饉となる。(『鎌倉年表』) この年、川越藩『已給帳』に、相州分「米拾六石 平田豊之助、米九石 平田慶次郎」などの名がある。(『川越藩史料』) |
| 天保5 (1834) | この年、『新編相模国風土記稿』三浦郡分が、脱稿する。浦之郷村「松平大和守矩典陣屋」の項に「村の中程にあり、構内凡一町五段許。北条氏分国の頃は領主朝倉氏居住す。(中略) 御分国の後は倉廩を置れて県令の持ちなりしが、酒井氏以来領主の陣屋とす」とあり、また、「塩浜、雀ヶ浦にあり、段別二町六段余」と記す。その他、村地誌があり民戸267という。(『新市史』資古中補) この年、「三浦郡郷帳」(天保郷帳)によれば、浦之郷村石高739石6斗3升9合という。(国立公文書館蔵) |
| 天保6 (1835) | 11. - 鎌倉仏師三橋永助、本浦・自得寺の本尊聖観音菩薩立像を修理する。(『新市史』別文) この年、恵比寿屋七蔵(小山氏)、豊海稲荷社(神応)に手水鉢を奉納する。(刻銘) |
| 天保8 (1837) | この頃、相模湾生魚荷は従来田越～榎戸～江戸のルートで運送されてきたが、近年は皆船で運ばれてこのルートは使われていないという。(『尾州御用日記』) |
| 天保9 (1838) | 閏4. - 江戸・町絵師長谷川雪堤、三浦半島を旅行し、風景などを写生する。のち地誌『相中留恩記略』の挿絵となる。(『相中留恩記略』) 8.11 川越藩、所領の三浦郡組合村々に質屋株取決めと冥加金上納を命じる。(『逗子市誌』6-3) |
| 天保10 (1839) | 2. - この頃、川越藩浦之郷陣屋の常備(居付)人数は、徒目付1人、足軽小頭1人、足軽20人などであった。(『松平藩記録』) |

| 年 号 | 出 来 事 |
|----------------|---|
| | 4. - 『相中留恩記略』(本篇)が完成する。浦之郷村分でも「松平大和守陣屋図」など、村内の名勝を図会形式で紹介する。(有隣堂刊) |
| 天保11 (1840) | 4. - 川越藩郡代所(浦之郷役所)、従前の裁許状写の差出しを三浦郡所領村々に命じる。(『逗子市誌』6-3) |
| 天保12 (1841) | <p>4. - 龍崎戒珠、三浦郡中の寺院を巡回して『三浦諸仏寺院回詣記』を著す。阿弥陀、観音、地藏等の霊場札所が詳述され、浦之郷村寺院の記載もあり。(光心寺文書)</p> <p>3.3 川越藩士木村三平、本浦・自得寺に葬られる。(墓碑銘)</p> <p>この年、中村湘雲(日向・光龍寺住職・画家)、本浦・自得寺の「紙本仏涅槃図」を描く。(款記)</p> <p>この年、『新編相模国風土記稿』全編脱稿する。(『新市史』資古中補)</p> |
| 天保13 (1842) | <p>4. - この時の浦郷陣屋の陣容は、武者奉行小河原佐宮外76名とあり、他に居付の郷方役人が存在した。(『松平藩記録』)</p> <p>8.3 幕府はこれまでの浦賀奉行中心の江戸湾海防体制を変更して、相模は川越藩に専任警備を命ずる。これに伴い従前の小田原藩の所領は川越藩に移され、さらに鎌倉郡に15か村と武州久良岐郡に5か村の村々が加えられて、100か村が所領となる。(『逗子市史』通史編)</p> |
| 天保14 (1843) | <p>2. - 川越藩、大津陣屋の建設を始める。同年9月に完成する。(『松平藩記録』『相中留恩記略』)</p> <p>4.27 榎戸・能永寺本堂建立の上棟を行う。棟梁相川吉佐衛門政常。(『新市史』別文)</p> <p>4. - 川越藩、三浦郡所領の村民に水主差配役、同添役、船手組、旗差の諸役を申し付け、勤中地廻、苗字帯刀を許し、各人に扶持を下付する。(『県史』資料編10)</p> <p>8.11 川越藩、夏島において同月20日迄の間、大筒試打並びに船打稽古を行う。(『松平藩記録』)</p> <p>8.14 夏島で大筒試打、弾丸が案外に飛び散り、山を越したので騒ぎになったが、怪我人なし。(『松平藩記録』)</p> <p>閏9.3 浦之郷村の在地家士平田小十郎、浦之郷より大津へ移住する。(『松平藩記録』)この頃、浦之郷陣屋の用途が廃止されるか。</p> <p>この年、榎戸・能永寺本堂が大工棟梁相川吉左衛門によって建立される。(棟札銘)</p> |

| 年 号 | 出 来 事 |
|---------------|--|
| 弘化元 (1844) | 6. - 川越藩、浦之郷村をはじめ所領の村々に、異国船来航時の心得を 通達する。(『逗子市史』資料編) この年、龍崎戒珠著『新編三浦往来』に浦之郷村の沿岸漁獲類が述べられる。 (県立金沢文庫所蔵) |
| 弘化2 (1845) | この年、本浦・自得寺の木造大黒天像が造立される。(『総合調査』5) |
| 弘化3 (1846) | 3.10 鎌倉仏師三橋永助、深浦・観音寺の木造七観音菩薩立像を造立する。 (『新市史』別文) 4. - 鎌倉仏師大石左門、鉦切・正禅寺の木造大黒天像を造立する。(『総 合調査』5) |
| 弘化4 (1847) | 2.15 幕府は海防体制強化のため、三浦半島は川越、彦根、房総半島は忍、 会津の4藩に警衛を担当させる。(『通統』5) 11. - 『彦根藩相州御他領取調書』によれば、浦之郷村は高716石6斗 3升9合、家数291軒とある。また、「川越様御陣屋跡」の記載 がある。(彦根文書) |
| 嘉永元 (1848) | 2. - 鎌倉仏師三橋永助が雷電社天王神輿の四神像を彩色修理する。(雷 神社文書) 6. 7 『相州海岸紀行』(荻原行篤著)に、夏島、烏帽子島、鉦切などの 描写あり。(『県郷土資料』) |
| 嘉永3 (1850) | 6. - 三浦・鎌倉郡の村々、不漁や海防による役船徴発などを理由に肴・ 薪仲買運上免除を浦賀奉行所に願う。(『新市史』資近世I) |
| 嘉永4 (1851) | 8. 6 郡代所より浦郷村慶蔵院へ五穀成就・虫除けの二夜三日の御祈禱 が仰せ付けられる。(福本三郎家文書) 12. - 三浦・鎌倉両郡の川越藩所領の村々、非常御備金捻出のため日掛 縄代上納の3か年延長を願う。(『県史』資料編10) |
| 嘉永5 (1852) | 2. 3 浦之郷村の甘粕・鈴木・久保寺・大黒屋・鍛冶屋の面々13人が、紀伊・ 高野山に登山参拝する。(『高野山高室院登山帳』) 9. - 川越藩、浦之郷村名主田中源右衛門の質屋・穀屋行事頭取、代々 組頭格任命を検討する。(『県史』資料編10) |
| 嘉永6 (1853) | 2. 2 震源地小田原北方の大地震が発生、小田原で3,300戸が倒壊 する。(『大日本地震史料』) 4. - 本浦・自得寺山門が建立される。棟梁は地元大工政五郎という(『新 市史』別文) |

| 年 号 | 出 来 事 |
|-----------------------|---|
| | <p>5.16 川越藩、異国船渡来時の水主、人足徴発につき不足のないよう所領村々組合に通達する。(『県史』資料編10)</p> <p>6. 3 アメリカ東インド艦隊司令長官M. C. ペリー、浦賀沖に来航する。(『ペリー遠征』)</p> <p>6. 6 ペリー艦隊のミシシッピー号、小柴沖に到る。(『ペリー遠征』)</p> <p>6. 9 幕府、久里浜の応接所で、ペリーからアメリカ大統領の国書を受理する。夕刻、ペリー艦隊4艘は江戸内海に侵入し、金沢・乙艦・小柴沖に碇泊する。(『ペリー遠征』)</p> <p>6.11 ペリー艦隊、夏島沖に碇泊して、近海を測量する。(『ペリー遠征』)</p> <p>6.12 ペリー、来春の来航を予告して浦賀沖を去る。その際、異国船から打ち捨てられた異人頭巾・フラスコ・鳥籠体の品・木玉・沓・鉄丸打錠などを浦郷の農民が拾い上げたという。(『松平藩記録』)</p> <p>7. 7 郡代所より本浦・慶蔵院に二夜二日の五穀成就雨乞いの御祈祷を申し付けたが、降雨の験が無かったので、さらに関本・最乗寺に依頼したという。(福本三郎家文書)</p> <p>11.14 幕府、海防担当諸藩の持場を再編し、川越藩・彦根藩に替り、江戸湾警備(相模国)を萩(長州)藩と熊本藩に命じる。(『逗子市史』通史編)</p> |
| <p>安政元 (1854)</p> | <p>1.11 ペリー艦隊が再来航し、このうちサザンプトン号が小柴沖に投錨する。(『ペリー遠征』)</p> <p>1.16 ペリー艦隊6艘が、武蔵国小柴沖に集結する。(『ペリー遠征』)</p> <p>2. - ペリー艦隊ミシシッピー号の水夫死亡につき、ペリー提督は夏島(ウエブスター島)に埋葬することを希望するが、幕府の計らいで横浜村の増徳院境内の丘に埋葬する。現在の外人墓地の第1号である。(『ペリー遠征』)</p> <p>3. 3 横浜の応接所で神奈川条約(日米和親条約)が調印される。同月22日ペリー艦隊は残らず退帆。(『ペリー遠征』)</p> <p>4. 1 熊本藩(細川越中守斉護)は川越藩領等(大津陣屋・鴨居陣屋)を引き継ぐ。このため浦之郷村は熊本藩領となる。(『逗子市史』通史編)</p> <p>11. 4 大地震が発生、金沢辺、浦賀辺、大津三崎辺、また鎌倉に津波あり。(『大日本地震史料』)</p> |

| 年 号 | 出 来 事 |
|-----------------------|---|
| <p>安政2 (1855)</p> | <p>4.19 李院妻女の「江の島紀行」によれば、この日金沢八景の海を遊覧、途中夏島の干潟に降り立ち、潮干狩に興じたという。(雑誌『鎌倉』12)</p> <p>10. 2 安政の大地震が起こる。余震が20日程続き、上宮田陣屋が倒壊、即死6人など被害甚大という。(『大日本地震史料』)</p> |
| <p>安政3 (1856)</p> | <p>8.25 大暴風で家屋や漁船等に大きな被害あり。(『鎌倉年表』)</p> |
| <p>安政4 (1857)</p> | <p>閏5. - 異国船防禦など嚴重の固めのため、浪人・諸勸化・物貰い等の郡内立ち入りを防ぐため、郡境の浦之郷村(2か所)外3か村に高札・小番屋を設ける。(『県史』資料編10)</p> |
| <p>安政5 (1858)</p> | <p>3.29 熊本藩、浦之郷村をはじめ預所村々に諸村安全・五穀豊穰・魚業繁栄の祈願執行を命じる。(『県史』資料編10)</p> <p>3. - 旭松閣吉隆、浦之郷村の景勝を愛でて「浦郷八景」を撰し、扁額を深浦・観音寺に掲げる。(観音寺蔵)</p> <p>5. - 熊本藩、15～60歳の次男等を調査し、非常時の徴発に備える。『県史』資料編10)</p> <p>6.21 萩藩は相州警備を解かれ、安政6年1月26日に引き渡しが行われる。このため相州警備は熊本藩の一手引負いとなる。(『県史』資料編10)</p> <p>この年、三浦郡内村々にてコレラが流行する。(『県史』資料編10)</p> |
| <p>万延元 (1860)</p> | <p>4.28 深浦・独園寺の木造愛染明王像が造立される。(『総合調査』5)</p> <p>7.22 伊豆、相模、武蔵にかけて大風雨、数日止まず被害甚大。(『市史80』別)</p> |
| <p>文久3 (1863)</p> | <p>3. 3 熊本藩主細川慶順、相模国警衛担当の解任を幕府に上申する。3月17日に許可される。(『県史』資料編10)</p> <p>5.27 熊本藩は相州御備場警衛を免ぜられ、新たに佐倉藩堀田家が命じられる。(『県史』資料編10)</p> <p>6.23 佐倉藩は熊本藩預所であった武蔵・相模両国の3万3千石を引き継ぐ。このため浦之郷村も佐倉藩の支配下となる。(『逗子市史』通史編)</p> |

| 年 号 | 出 来 事 |
|-----------------------|---|
| <p>元治元 (1864)</p> | <p>1. ー 品川四番御台場築造のため、浦之郷村日向名主三左衛門の持山が買収され、土丹岩を採取し積出す。この1月から7月にかけて、品川沖に築造中の内海四番御台場用に、浦之郷村字日向と長浦村字田ノ浦から大量の土丹石（三浦石）が切り出される。その運送に漁師たちも従事しており、浦之郷村勘蔵・重右衛門、鉦切の忠五郎、日向の安治郎などの名が見える。（堤磯右衛門『懐中覚』他）</p> <p>7.10 蒲谷政右衛門外2名、鉦切・正禅寺に半鐘を寄進する。（正禅寺『什物書上控』）</p> |
| <p>慶応2 (1866)</p> | <p>4. 1 佐倉藩、預所村々へ横須賀製鉄所建設用石灰調査につき、フランス人廻村の旨を触れる。（『船廠史』I）</p> <p>4.26 佐倉藩預所村々、横須賀製鉄所建設の継立場加助郷を願い、人馬継立高一日分を届ける。（『県史』資料編10）</p> |
| <p>慶応3 (1867)</p> | <p>3.14 幕府は佐倉藩の相州警衛および松本藩の浦賀警衛を免除し、両藩の預所を天領に編入。その支配を伊豆韮山代官江川太郎左衛門に命じる。同年6月、佐倉藩預所は正式に江川代官所へ引き渡される。（『逗子市史』通史編）</p> <p>5. ー 日向・光龍寺住職で画家の中村湘雲、本浦・平田以周家所蔵の「四季耕作図」を描く。（当図款記）</p> |
| <p>明治元 (1868)</p> | <p>6.29 韮山代官所の天領支配地と旗本領が、新置の韮山県（旧代官江川太郎左衛門を治県事に任命）の管内に編入され、三浦郡全村もその管轄となる。（『逗子市史』通史）</p> <p>8.25 「神奈川十里四方」が神奈川府の行政管轄下に置かれ、このため三浦郡の全村もその管轄下に入るが、韮山県から移管され神奈川県に編入されたのは同年12月のことである。（『県史』通3）</p> <p>9.21 神奈川府は神奈川県と改称される。神奈川県の新創（スタート）である。（『県史』通3）</p> <p>この年、浦之郷村には自得寺塾、慶蔵院塾、正観寺塾（朝倉仁山）があり、維新前から寺子屋教育が行われ、引続き講義が行われる。（『市教育史』）</p> |